第３回幕別町農業委員会総会議事録

１　開催日時　　令和８年９月29日（火）午後２時00分から午後２時34分まで

２　開催場所　　幕別町役場３階会議室

３　出席委員（21名）

会長	23番	中村富士男
会長職務代理者	22番	松本　　誠
	1番	佐藤　雅典
	2番	長谷川　旭
	3番	佐渡　孝徳
	4番	川島　秀樹
	5番	山口　和裕
	7番	小林　信也
	8番	渡邊　ひろ子
	9番	小野寺　和也
	10番	土井　幸司
	11番	松田　琢宏
	12番	山口　真也
	14番	松岡　賜徳
	15番	齊藤　修
	16番	和田　智
	17番	萬谷　司
	18番	佐藤　勝則
	19番	井村　哲也
	20番	平譯　健一
	21番	佐藤　悦啓

４　欠席委員（２名）

	6番	遠藤　貴之
	13番	酒井　はやみ

５　議案

1)　開会

2)　議事録署名委員

3)　諸般の報告

4)　報告

第１号　農地所有適格法人報告書の受理について

第２号　農地台帳整備に係る現況地目の確認について

第３号　所有権移転に係る利用調整結果の報告について

第４号　農地法第５条の規定による許可について

議案

第１号　農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第２号　農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

第３号　農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について
第４号　農地法第３条の規定による許可申請について
第５号　現況証明について

６　農業委員会事務局職員

事務局長	北原　正喜
農地振興係長	今城　和智
忠類支局農地振興係長	山田　慎一
農地振興係主査	柴谷　隆次
農地振興係主事補	村岡　倖

７　会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第８条第１項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第３回農業委員会総会を開催いたします。 次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第２項の規定により指名いたします。議事録署名委員に５番山口和裕委員、７番小林委員を指名いたします。よろしくお願いします。 次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。会議規則第４条の規定に基づき、６番遠藤委員、13番酒井委員から欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議長	次に、報告第１号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。 事務局から報告第１号について、説明いたします。
事務局	報告第１号、農地所有適格法人報告書の受理について、次の法人から提出があり、書類等の内容を確認したので報告いたします。提出された法人報告書等は、書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第１号について説明いたしました。質疑ございませんか。 （発言なし）
議長	質疑がないようですので、以上で報告第１号を終わります。
議長	次に、報告第２号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。 事務局から報告第２号１番から３番について説明いたします。

事務局	報告第２号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る農地の現況地目について、下記のとおり確認したので報告します。案件は、議案書２ページの３件でございます。今月17日に現地調査を行い、現況について記載のとおり確認しております。以上で報告を終わります。
議長	報告第２号１番から３番について説明いたしました。質疑ございませんか。 （発言なし）
議長	質疑がないようですので、以上で報告第２号１番から３番を終わります。

議長	次に、報告第３号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。 事務局から報告第３号１番及び２番について、説明いたします。
事務局	報告第３号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社が実施した所有権移転に係る利用調整結果を報告いたします。案件は、議案書３ページの１番から２番であり、今月10日に町公社が利用調整を行った２件で、これらの案件は農地売買等事業の即売タイプとなっております。内容につきましては、記載のとおりであります。以上で報告を終わります。
議長	報告第３号１番及び２番について説明いたしました。質疑ございませんか。 （発言なし）
議長	質疑がないようですので、以上で報告第３号１番及び２番を終わります。

議長	次に、報告第４号「農地法第５条の規定による許可について」を議題といたします。 事務局から報告第４号１番について、説明いたします。
事務局	報告第４号、農地法第５条の規定による許可について、農地法第５条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告いたします。案件は、議案書４ページの令和８年８月27日第２回総会で審議された１件であります。内容につきましては、記載のとおりであります。なお、記載のとおり条件を付し、令和８年９月25日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	報告第４号１番について説明いたしました。質疑ございませんか。 （発言なし）
議長	質疑がないようですので、以上で報告第４号１番を終わります。

議長	次に、議案第１号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 議案第１号１番から７番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第１号､農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。 【議案第１号１番から７番について、議案書をもとに朗読】 １番から３番、７番の案件は返還のため、４番から６番の案件は利用調整のため合意解約するものであります。この案件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 （発言なし）
議長	質疑なしとします。お諮りいたします。 議案第１号１番から７番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第１号１番から７番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。
議長	次に、議案第２号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題といたします。 議案第２号１番から６番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第２号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第３項の規定に基づき、公益財団法人幕別町農業振興公社から意見を求められた下記の農用地利用集積等促進計画（案）について、審議を求めます。併せて、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画が、当該案の内容のとおり決定され、幕別町に対して認可申請を行う場合には、幕別町が即日公告を行うことについて審議を求めます。 【議案第２号１番から６番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書１ページから３ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします
５番	５番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 （発言なし）
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第２号１番から６番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第２号１番から６番は原案のとおり決定いたしました。

議長	次に、議案第３号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」を議題といたします。 議案第３号１番及び２番ついて事務局から説明をいたします。
事務局	議案第３号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、下記のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるべき要請をすることについて審議を求めます。併せて、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画が、要請の内容のとおり決定され、幕別町に対して認可申請を行う場合には、幕別町が即日公告を行うことについて審議を求めます。 【議案第３号１番及び２番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は、別添、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書４ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
20番	20番説明いたします。これらの案件は今月10日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては、問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長　質疑なしとします。採決をいたします。
議案第３号１番及び２番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長　異議なしとします。よって、議案第３号１番及び２番は原案のとおり決定いたしました。

議長　次に、議案第３号３番及び４番について、事務局から説明をいたします。

事務局　【議案第３号３番及び４番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書５ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長　それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

７番　７番説明いたします。これらの案件は今月10日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては、問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長　それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長　質疑なしとします。採決をいたします。
議案第３号３番及び４番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長　異議なしとします。よって、議案第３号３番及び４番は原案のとおり決定いたしました。

議長　次に、議案第３号５番について、事務局から説明をいたします。

事務局　【議案第３号５番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書６ページ上段のとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長　それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

５番　　５番説明いたします。この案件は先月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては、問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長　　それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長　　質疑なしとします。採決をいたします。
議案第３号５番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長　　異議なしとします。よって、議案第３号５番は原案のとおり決定いたしました。

議長　　次に、議案第３号６番及び７番について、事務局から説明をいたします。

事務局　　【議案第３号６番及び７番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書６ページ下段から７ページ上段のとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長　　それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

８番　　８番説明いたします。これらの案件につきましては、当該利用調整会議において､地区担当農業委員を務めました私の方から説明いたします｡この案件は、今年８月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでおりますので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長　　それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長　　質疑なしとします。採決をいたします。
議案第３号６番及び７番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長　　異議なしとします。よって、議案第３号６番及び７番は原案のとおり決定いたしました。

議長　　次の議案第３号８番につきましては、長谷川委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

（２番長谷川委員退席）

議長　　議案第３号８番について、事務局から説明をいたします。

事務局　　【議案第３号８番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書７ページ下段のとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長　　それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

９番　　９番説明いたします。この案件につきましては、当該利用調整会議での地区担当農業委員が、今年７月に退任されましたことから、近隣農業委員として出席いたしました私の方から説明いたします。
この案件は、今年６月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長　　それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長　　質疑なしとします。採決をいたします。
議案第３号８番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長　　異議なしとします。よって、議案第３号８番は原案のとおり決定いたしました。

（２番長谷川委員着席）

議長　　次に、議案第３号９番から12番について事務局から説明をいたします。

事務局　　【議案第３号９番から12番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書８ページ～９ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長　　それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

９番　　９番説明いたします。これらの案件につきましては、当該利用調整会議での地区担当農業委員が、今年７月に退任されましたことから、近隣農業委員として出席いたしました私の方から説明いたします。

	これらの案件は、今月８日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	（発言なし）
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第３号９番から12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第３号９番から12番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第４号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第４号１番について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第４号、農地法第３条の規定による許可申請について、農地法第３条の規定による許可申請があったので審議を求めます。
	【議案第４号１番について、議案書をもとに朗読】
	以上の案件は、別添農地法第３条調査書１ページのとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22番	22番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	（発言なし）
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第４号１番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】

議長　　異議なしとします。よって、議案第４号１番は原案のとおり決定いたしました。

議長　　次に、議案第４号２番について事務局から説明をいたします。

事務局　　【議案第４号２番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第３条調査書２ページのとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長　　それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

５番　　５番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長　　それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長　　質疑なしとします。採決をいたします。
議案第４号２番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長　　異議なしとします。よって、議案第４号２番は原案のとおり決定いたしました。

議長　　次に、議案第４号３番について事務局から説明をいたします。

事務局　　【議案第４号３番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第３条調査書３ページのとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長　　それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番　　10番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長　　それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長　　質疑なしとします。採決をいたします。
議案第４号３番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長　　異議なしとします。よって、議案第４号３番は原案のとおり決定いたしました。

議長　　次に、議案第４号４番について事務局から説明をいたします。

事務局　　【議案第４号４番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第３条調査書４ページのとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長　　それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番　　22番説明いたします。この案件は、今月17日に萬谷委員、小林委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長　　それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長　　質疑なしとします。採決をいたします。
議案第４号４番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長　　異議なしとします。よって、議案第４号４番は原案のとおり決定いたしました。

議長　　次の議案第４号５番につきましては、山口和裕委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

（５番山口和裕委員退席）

議長　　次に、議案第４号５番について事務局から説明をいたします。

事務局　　【議案第４号５番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第３条調査書５ページのとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
12番	12番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は山口和裕委員ですが､議事参与の制限に該当いたしますことから､私の方からご説明いたします。 この案件は、今月17日に萬谷委員、小林委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております｡なお､詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 （発言なし）
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第４号５番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第４号５番は原案のとおり決定いたしました。 （５番山口和裕委員着席）

議長	次に、議案第５号「現況証明について」を議題といたします。 議案第５号１番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第５号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。 【議案第５号１番ついて、議案書をもとに朗読】 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
14番	14番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に萬谷委員、小林委員、事務局とで現地調査を行い、農地･採草放牧地以外であることを確認しております｡以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 （発言なし）
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第５号１番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長　異議なしとします。よって、議案第５号１番は原案のとおり決定いたしました。

議長　次に、議案第５号２番について、事務局から説明をいたします。

事務局　【議案第５号２番ついて、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長　それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12番　12番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に萬谷委員、小林委員、事務局とで現地調査を行い、農地･採草放牧地以外であることを確認しております。以上で説明を終わります。

議長　それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長　質疑なしとします。採決をいたします。
議案第５号２番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長　異議なしとします。よって、議案第５号２番は原案のとおり決定いたしました。

議長　次に、議案第５号３番及び４番について事務局から説明をいたします。

事務局　【議案第５号３番及び４番ついて、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長　それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

４番　４番説明いたします。４番の案件につきましては、本来、地区担当農業委員は遠藤委員でありますが、本日の総会を欠席しておりますことから、当該現地調査に出席いたしました私の方から、３番の案件と合わせて説明いたします。
これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月16日に長谷川委員、遠藤委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認したところであります。以上で説明を終わります。

議長　それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第５号３番及び４番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第５号３番及び４番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第５号５番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第５号５番ついて、議案書をもとに朗読】 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
15番	15番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月16日に長谷川委員、小野寺委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しているところであります。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 （発言なし）
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第５号５番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第５号５番は原案のとおり決定いたしました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第３回農業委員会総会を閉会します。
事務局長	ご起立願います。ご苦労様でした。